

代執行令書

指令広港第 5202 号

国際拠点港湾広島港廿日市地区の船舶の放置等禁止区域内に放置された次の船舶を、平成 24 年 10 月 1 日付け指令広港第 5170 号で平成 24 年 10 月 29 日までに撤去するよう戒告しましたが、この指定期限までに撤去されないので、次のとおり代執行を実施することを、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定によって通知します。

なお、代執行に要した費用は、同法第 2 条の規定によってあなたから徴収します。

代執行対象物件 船舶（船舶番号

平成 24 年 12 月 7 日

広島県広島港湾振興事務所長 福原真爾

- 代執行を実施する日時
平成 25 年 1 月 21 日 午前 9 時から
平成 25 年 2 月 8 日 午後 5 時までの間
- 代執行を実施するために派遣する執行責任者の職名及び氏名
広島県広島港湾振興事務所長 福原真爾
- 代執行を実施するために要する費用の概算見積額
金 654,080 円
- その他
(1) 代執行により撤去した物件は、所定の場所で引き渡すので直ちに引き取ること。
(2) この物件の引取りを拒んだ場合は、指定した立会人に当該物件の確認を求め、所定の場所に存置する。
なお、この保管については責任を負わない。
(3) 代執行を妨害したときは、公務執行妨害となるので、注意すること。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県知事の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 ヶ月以内に広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取り消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。）